

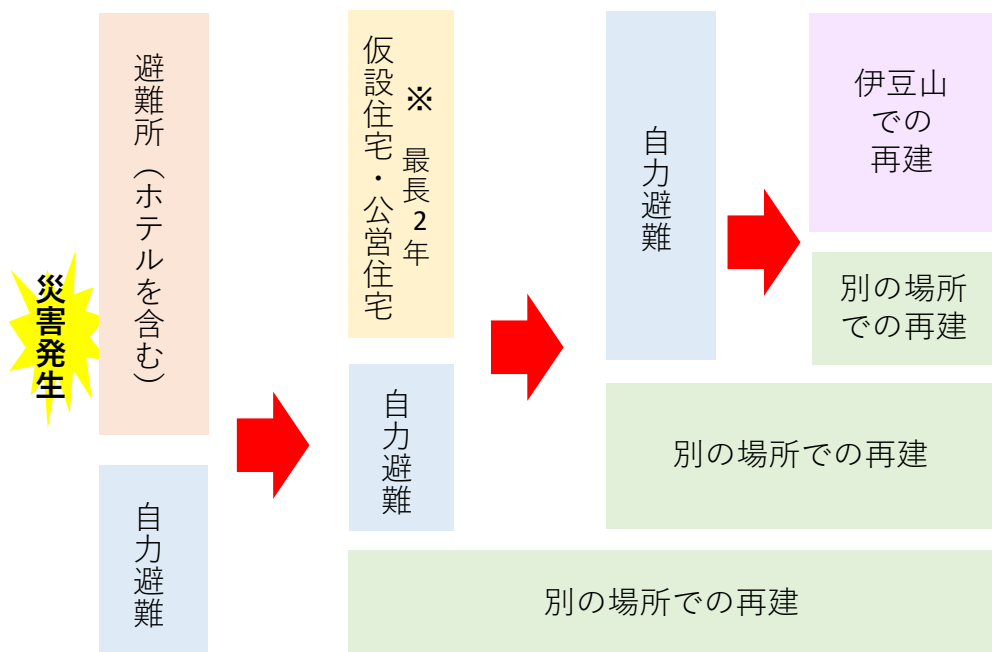
警戒区域内の方の生活再建の道のりのイメージ

R3.7.3

R3.8月～

2年後？

その後？



自力避難とは、自費などで確保した一時的な場所での生活を示します

※ このリーフレットの情報は、静岡県弁護士会がこのリーフレットの作成日時点において把握する事実に基づいて、静岡県弁護士会の解釈と責任で発信するものですので、その点あらかじめご理解願います。なお、その時々々の正確な情報については、自治体などにお問合せください。